

## 交通マナーアップ推進県民運動

～令和7年7月1日（火）から7月31日（木）まで～

### 1 運動の重点

- (1) 横断歩行者保護等交通マナーの向上
- (2) 全席のシートベルト、チャイルドシートの正しい着用の徹底
- (3) 自転車安全利用の促進

### 2 横断歩道等における歩行者等の優先

- (1) 横断歩道等に接近する場合の義務
  - ・車両等は、横断歩道等に接近する場合、横断歩道等の停止線手前で停止できるような速度で進行することが義務づけられています。  
\*横断歩道等を通過する際にその進路前方を横断しようとする歩行者等がいなことが明らかな場合を除く
- (2) 横断歩行者等がいる場合の一時停止
  - ・車両等は、その進路前方の横断歩道等を横断し、または横断しようとする歩行者等があるときは、その横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その歩行者等の通行を妨げないことが義務づけられています。

### 3 交通死亡事故におけるシートベルト着用状況

令和6年交通事故死者数	33人	構成率
四輪乗車中の死者数	21人	
うちシートベルト非着用	13人	61.9%
着用していたら助かった可能性有り	10人	76.9%

### 4 道路交通法の一部改正（令和6年11月1日施行）

- (1) 自転車の酒気帯び運転に罰則  
～3年以下の拘禁刑または50万以下の罰金～
- (2) 自転車の携帯電話使用に道交法で罰則
  - ・走行中、携帯電話を手に持って通話、画像注視等  
～6カ月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金～
  - ・携帯電話使用によって交通事故を発生させる等  
～1年以下の拘禁刑または30万円以下の罰金～

#### 自転車安全五則

- 車道が原則、左側を通行・歩道は例外、歩行者を優先
- 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 夜間はライトを点灯
- 飲酒運転は禁止
- ヘルメットを着用